

利用について（はじめにお読みください）

農業者の皆さまへ

JA 上伊那

daywork「一日農業バイト」の利用にあたり下記事項を厳守下さい。

～法的厳守事項～

【労災保険等の加入】

アプリの利用には労働保険もしくは保険加入が必須となります。

- ✓ 労災保険については最寄りの労働基準監督署もしくは JA 上伊那本所営農経済部（0265-72-8833）へご相談下さい。
- ✓ JA 共済の農業者の皆さまに対する保障については JA 上伊那共済窓口へご相談下さい。

【勤務時間】

勤務時間を明示し、予定を超えて作業を行う場合は、求人者（農家）と求職者（作業者）の両者が合意のもと行う。

【休憩時間】・・・「労働基準法第 34 条」に沿って設定下さい。

- ① 労働時間が 6 時間以下の場合 0 分以上
 - ② 労働時間が 6 時間を超え 8 時間以下の場合 45 分以上
 - ③ 労働時間が 8 時間を超える場合 60 分以上
- ※短時間の休息は労働時間に含まれ、給与が発生致します。

【賃金】・・・最低賃金の確認（長野県）

時間額 1,061 円（令和 7 年 10 月 3 日から適用）

【源泉税額】・・・日雇賃金の適応の確認（丙欄適応）

一の給与等の支払者から継続して 2 ヶ月を超えて給与等が支払われた場合には、その 2 ヶ月を超えた部分の期間につき支払われるものは、日雇賃金にふくまれません。

〈令和 7 年度 源泉早見表（日額表） ～9,300 円未満 税額（丙）0 円〉

～トラブル防止対策～（トラブル例）

【求人者モラル】

求人者からの一方的なキャンセルはトラブルにつながるので注意する。

【求人者と求職者との関係】

「パワハラ」となるような、求人者の仕事の指示の出し方、言葉遣いに注意する。

【賃金トラブル】

事前に求職者としてしっかりと同意確認すること。
特に交通費等の支給などの手当での確認が必要。

【出来高払いの禁止】

このアプリは時給や日給での登録でしか仕事を募集できないため、出来高払いでの募集はしないこと。
出来高払いでの募集をして、作業時間が想定を大幅に超えた場合、最低賃金を下回る可能性もある。

【新型コロナウイルス感染症感染予防策の徹底】

新型コロナウイルス感染症が未だ猛威を振るっています。
消毒液の準備や、屋内等飛沫感染のリスクがある場所での作業についてはマスク着用の徹底。
求人者の体温測定と記録等、双方安心して作業ができる環境を整備すること。

雇用労働力を安定的に確保するために

1. 労災保険への加入について（労災保険法第3条）

1) 季節的労働者の雇用と労働保険への加入

個人経営（法人を除く）であっても農業は、常時5名以上（年間を通じて5名以上）の労働者を使用する場合、強制適用事業となる。（整備等に関する政令第17条）

	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金
個人事業主	特別加入	加入不可	国民健康保険	国民年金
職員5人以上	強制加入	強制加入	任意加入	任意加入
職員5人未満	任意加入	任意加入	任意加入	任意加入
農事組合法人				
代表理事確定給与	特別加入	加入不可	強制加入	強制加入
代表理事従事分量	特別加入	加入不可	国民健康保険	国民年金
組合員確定給与	強制加入	強制加入	強制加入	強制加入
組合員従事分量	特別加入	加入不可	国民健康保険	国民年金
従業員	強制加入	強制加入	強制加入	強制加入

任意加入または特別加入に区分される場合でも、万一の事故に備え、できるだけ加入手続きをすることが経営主の自衛手段としても望ましい。もし、加入せずに事故が起きた場合、事業主補償をしなければならない。（労働基準法第75条以下）

2) 労災保険の加入と労働者災害補償保険法（労働基準法第84条）

労災保険に加入していれば、労働者災害補償保険法が適用され事業主の責を免れる。

2. 男女間の労働条件について

労働者が女性である事を理由に、賃金について男性と差をつけてはならない。但し、仕事の能力や仕事内容が異なっていれば、その個人間で給料が異なっても差し支えない。

3. 安全に配慮した労働環境づくり（労働安全衛生法第59条）

季節的労働者を雇うとき、次のような作業場の注意点を教えなければならない。

- ① 作業により生じる恐れがある病気とその予防法
- ② 作業中に怪我をしないための注意事項
- ③ 作業具等の整理整頓
- ④ 事故が起きた場合の応急措置に関すること。

なお、休業4日以上が発生した場合、最寄りの労働基準監督署長に「労働死傷病報告」を提出しなければならない。（労働安全衛生規則第97条）

4. 労働時間について（労働基準法第32・34・35・41条）

農業で働く労働者には、法律上の労働時間の制限が設けられていないが、できるだけ次の点に留意することが重要となる。

- ① 1日に労働時間は、8時間までとする。（労働基準法第32条）
- ② 1日に6時間を超えて働かせる場合、45分以上の休憩を、8時間を超えて働かせる場合、1時間以上の休憩を与える（労働基準法第34条）
- ③ 1週間に1日は、休日設ける（労働基準法第35条）

※労働基準法第41条により、農業は労働時間、休日、休憩等に関する規程が適用除外される。

5. 賃金の支払いについて（労働基準法第23・24・25・26・59条）

- ① 賃金は、支払日を決め、全額を通貨で労働者に直接支払わなければならない。
18歳に満たない季節的労働者（高校生を含む）を雇う場合でも、賃金の支払いは、同じく本人へ支払わなければならない。
- ② 農産物を給料の代わりにはできない。

6. 女性の雇用について（労働基準法第68条）

女性の季節的労働者が生理のため働くことができない旨申し出たら、その時間は働かせる事が出来ない

7. 年少者の雇用について（労働基準法第68条）

18歳未満の年少者を雇用する場合、年齢を証明することができる戸籍証明書（もしくは、住民票記載事項の証明書）を備えておかなければならない。

また、深夜（午後10時～午前5時）に働かせることは、原則として禁止であるが、農業においてはこの限りではない。